

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	八千代区 (俵田集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は比較的平坦でほ場整備された農地が多いものの、竣工から40年以上が経過し畦畔等の劣化がみられる。両側を山に囲まれ獣害被害が多いため個々が農地にのり網を設置したり、集落内の狩猟免許保持者に依頼し獣害駆除作業を実施している。集落内の農地所有者は28名、うち耕作者は15名いるが、水稻栽培している農家は3名(平均年齢67才)のみで、所有者のうち20名が少数の水稻農家に農地を預けている状況である。(水稻農家3名、自家野菜栽培10名、保全管理2名)また、農地内にはコンクリート畦畔があり、大型機械での作業効率が非常に悪く集積が進まない一因にもなっている。

水路の維持管理や草刈り等の農業施設の保全管理については、多面的機能支払交付金を活用し非農家を含めた住民全員で実施している。

【基礎データ】

- ・農家軒数 15軒
- ・主な作物 水稻(コシヒカリ、酒造好適米)、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

主に山田錦などの酒造好適米やコシヒカリを中心に作付し農地の活用を図る。特に地域の特産である酒造好適米について、引き続き栽培方法等を研究し更なる品質向上につなげる。また水稻を耕作している農家を中心に、農地の集積と効率的な営農の阻害となっているコンクリート畦畔の撤去について所有者に理解を得ながら進めていく。あわせて近隣集落の認定農業者(法人)に集落内での耕作面積拡大を働きかける。

関係機関と連携して地域外からの新規就農者を積極的に呼び込んだり、地域内の滞在型市民農園(フロイデン八千代)の利用者や、空き家を活用した移住者との交流・情報交換を通して新規就農者を増やしていく。

引き続き非農家も含めた住民全員で地域を守る体制を構築し、農業用施設の維持管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、効率的な農業のため担い手同士で話し合いを進め集約化を推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・離農者が担い手と調整しながら農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能支払交付金を活用して水路・畦畔等の修繕を随時進めていく。 ・効率的な営農のため、ほ場内のコンクリート畦畔を撤去し区画拡大できるように所有者に理解を求める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域外から新規就農があれば、関係機関と連携して空き家活用と一体的な体制づくりを進める。集落外の認定農業者を積極的に呼び込む。フロイデン八千代利用者との交流を通して移住者や就農者を積極的に呼び込む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・水稻のヘリ防除・水稻苗をJAみのりに委託

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①猪や鹿の被害が拡大をしないよう狩猟免許保持者に駆除をお願いし、農家は個々に柵を設置する。
⑦多面的機能支払交付金を活用し農業施設の保全管理を行うとともに、劣化が進む畦畔については順次修繕を行っていく。